

野辺地町公告第 3 号

下記工事について、特定建設工事共同企業体による条件付き一般競争入札を行うので、野辺地町特定建設工事共同企業体運用基準（平成29年3月28日野辺地町告示第23号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年5月29日

野辺地町長 野村 秀雄



1. 発注工事の概要

- (1) 工事番号 継8第1号
- (2) 工事名 野辺地小学校改築工事
- (3) 工事場所 青森県上北郡野辺地町字 寺ノ沢 地内
- (4) 工事期限 令和11年10月15日
- (5) 工事概要 野辺地小学校の改築工事（児童館を含む） 一式

2. 特定建設工事共同企業体の要件

(1) 構成員の数

特定建設共同企業体の構成員は4者以内とし、結成は自主結成とする。

なお、一業者は二以上の特定建設業共同企業体の構成員になることができない。

(2) 構成員の所在地

特定建設工事共同企業体の構成員は上十三地域（十和田市、三沢市、上北郡）に本店を有していることとする。

(3) 代表者

代表者は施工能力が最も大きい者とし、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）における直近年度の総合評定値が建築工事一式及び土木工事一式のいずれにおいても1,000点以上の者とする。

また、建築工事一式及び土木工事一式における特定建設業許可のいずれも有し、野辺地町に工事等競争入札参加資格審査申請書を提出済みであることとする。

(4) 出資比率

全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6に相当する比率以上であることとし、代表者の出資比率は構成員のうち最大であることとする。

(5) 構成員の要件

- ・代表者以外の構成員については、経営事項審査の直近年度の総合評定値が建築工事一式又は土木工事一式のいずれかにおいて1,000点以上の者とする。ただし、野辺地町内に本店を有する事業者を構成員とする場合は、その構成員に限り土木工事一式の総合評定値が650点以上、又は建

築工事一式の総合評定値が600点以上の者とすることができるものとする。

- ・発注工事に係る業種について、野辺地町に工事等競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。
- ・建設業法に規定する許可業種のうち発注工事に対応する業種について、当該会社として3年以上営業していること。
- ・全ての構成員が建設業法に規定する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

### 3. 認定資格の有効期間

特定建設工事共同企業体の入札参加資格の有効期間は、当該工事の請負契約が締結された日までとする。ただし、契約締結されない場合は町が告知した日までとする。

### 4. 資格審査に必要な書類

(1) 入札を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- ・特定建設工事入札参加資格審査申請書
- ・特定建設工事共同企業体協定書（写し）
- ・使用印鑑届
- ・配置予定技術者届
- ・委任状

(2) その他

- ・申請内容について、別途意見を徴取することがある。
- ・資格審査結果については、申請者に対して別に通知する。
- ・申請書の提出に係る費用の負担は、入札参加希望者の負担とする。

### 5. 資格審査申請の受付期間及び受付場所

- ・受付期間 令和8年6月1日 ～ 令和8年6月22日
- ・受付時間 午前10時 ～ 午後4時
- ・受付場所 野辺地町 防災管財課

### 6. 設計図書及び契約書案の縦覧、現場説明並びに入札執行日時等

(1) 設計図書及び契約書案の縦覧

- ・縦覧期間 令和8年6月1日 ～ 令和8年6月22日 正午
- ・縦覧場所 野辺地町教育委員会 学校教育課 及び 野辺地町ホームページ

(2) 入札執行の日時及び場所

- ・入札日時 令和8年7月14日（火） 13時30分 ～
- ・執行場所 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1  
野辺地町役場 町民ホール

### 7. 保証金

(1) 入札保証金

免除（野辺地町財務規則第112条第1項第3号による）

## (2) 契約保証金

①次の金額以上の契約保証金を納入すること

工事請負契約：契約金額の100分の10

□上記以外の契約：契約金額の100分の5

②次の場合は申請等により契約保証金の納入を免除する。

ア 契約者が、町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき

イ 契約者から委託を受けた保険会社が、公共工事履行保証証券を提出したとき

## 8. 入札書記載金額

落札者が決定し、契約を締結するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる「税抜き価格」）を入札書に記載すること。

## 9. 入札執行条件

- (1) 予定価格の公表：事後公表する    事前公表する    公表しない
- (2) 最低制限価格：設定しない    設定する
- (3) 参加者が1名の場合は入札を執行しない。
- (4) 入札額が最低制限価格を下回った参加者は失格とする。
- (5) 入札の執行回数は2回までとする。
- (6) 2回目の入札金額が1回目の入札金額より高い参加者は失格とする。

## 10. 請負代金等の支払条件

- (1) 前金払：可    不可
- (2) 中間前金払：可    不可
- (3) 部分払：可    不可

## 11. 質問書

- (1) 質問書は、質問の有無にかかわらず、令和8年6月29日（月）正午までに学校教育課へ提出すること。
- (2) 提出はFAXでも可とするが、原本を入札当日までに郵送又は直接持参すること。
- (3) 質問への回答は、令和8年7月6日（月）正午までに全ての特定建設工事共同企業体の代表者に通知し、これにより仕様書に追加されたものとみなす。

## 12. その他の留意事項

- (1) 野辺地町財務規則に定める入札心得を順守すること。
- (2) 契約権限者（本社等から営業所等に契約に関する権限を付与された者等）からの委任による入札をする場合は、委任状を入札前に提出すること。
- (3) 落札者は、落札者決定の宣言を受けた日の翌日から起算して10日以内に仮契約を締結しなければならない。

本契約については、議会の議決をもって契約が締結されるものとする。

- (4) この公告は、入札参加希望者を募集するためのものであり、申請書等の提出があっても入札に参加できるとは限りません。

(入札に関すること)

担 当： 野辺地町 防災管財課  
課長補佐 川村

電 話： 0175-64-2111 (内線 224)

F A X： 0175-64-7510

(工事に関すること)

担 当： 野辺地町教育委員会 学校教育課  
主 幹 駒井

電 話： 0175-64-2119

F A X： 0175-64-8083

E - M A I L： komai58@town.noheji.lg.jp